

報告第16号

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年 5 月 27 日提出

川崎市長 福田 紀彦

1 市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

番号	発生局名	専決処分年月日	損害賠償の額	事件の概要
1	環境局	28. 1. 22	円 34,560	平成27年12月15日、川崎区日進町47番地先路上で、本市小型ごみ収集車が走行中、積載物が落下し、後方から走行してきた被害者所有の大型トラックを破損させたもの
2	環境局	28. 2. 16	円 366,660	平成27年12月31日、幸区紺屋町5番地5先路上で、本市普通トラックが、集積所に着けようと左に寄った際、被害者所有の看板に接触し、破損させたもの
3	経済労働局	28. 3. 15	円 536,732	平成27年9月23日、中央卸売市場北部市場内で、被害者所有の大型トラックが、側溝のグレーチングの上を走行したところ、当該グレーチングが外れて落輪し、当該大型トラックが破損したもの
4	まちづくり局	28. 3. 16	円 890,954	平成26年8月21日、川崎国際生田緑地ゴルフ場内で、本市請負業者が、本市の指示に従い、クラブハウスの解体撤去工事を行っていたところ、被害者所有のガス供給設備を破損させ、及び当該ガス供給設備に残存していたガスを漏出させたもの

5	建設緑政局	28. 2. 23	円 245,168	平成27年10月3日、多摩区登戸新町428番地2先路上で、被害者所有の小型乗用車が走行中、舗装の破損箇所に落輪し、当該小型乗用車が破損したもの
6	建設緑政局	28. 3. 10	円 8,689	平成27年12月26日、被害者宅先路上で、被害者運転の普通乗用車が、駐車場から道路に出ようとした際、L型側溝の破損箇所に接触し、当該普通乗用車が破損したもの
7	建設緑政局	28. 3. 30	円 88,353	平成27年11月16日、多摩区菅稲田堤1丁目8番12号先路上で、蓋の設置されている側溝上を通行中の被害者が、当該側溝の蓋とともに落下し、負傷したもの

2 市長の専決事項の指定について第4項による専決処分

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
238	24.12.12	川崎駅北 口自由通 路等整備 工事	東京都渋谷区代々木 2丁目2番6号 東日本旅客鉄道株式会社 東京工事事務所長 大西 精治	完成期限 平成30年 3月31日	完成期限 平成31年 3月31日	28.3.28	現在施工 中の杭等設 置工事にお いて、地中 障害物の出 現により作 業へ影響が 及んだこと から、工期 の延長を行 うものでは ある。
35	27.3.18	五反田川 放水路放 流部函体 築造工事	東京都中央区京橋2丁目 16番1号 清水建設株式会社 取締役社長 井上 和幸	契約金額 871,599,960 円	契約金額 928,792,440 円	28.2.23	トンネル 内挿管敷設 工における、 インパート 部の打設方 法の検討結 果により、 コンクリー ト配合計画 に見直しが生じたこと から増額の変 更を行うも のである。

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
35	27.3.18	五反田川 放水路放 流部函体 築造工事	東京都中央区京橋2丁目 16番1号 清水建設株式会社 取締役社長 井上 和幸	完成期限 平成28年 3月31日	完成期限 平成28年 8月31日	28.3.30	関係機関 との協議に 不測の日数 を要したこと により、 工期の延長 を行うもの である。
108	27.7.2	川崎駅北 口自由通 路西側デ ッキ整備 工事	東京都千代田区三崎町2 丁目5番3号 川崎駅北口自由通路新設 ・駅改良共同企業体 代表者 鉄建建設株式会社 代表取締役社長 林 康雄 構成員 株式会社 大林組 取締役社長 白石 達	完成期限 平成29年 8月31日	完成期限 平成30年 6月30日	28.3.31	北口自由 通路本体工 事で施工中 の杭等設置 工事におい て、地中障 害物の出現 に伴う工期 延長の必要 が生じ、工 事ヤード等 を共有する 本工事の作 業工程へ影 響が及んだ ことにより、 工期の延長 を行うもの である。

3 市長の専決事項の指定について第6項による専決処分

(1) 訴えの提起

番号	専決処分 年月日	被告	請求の要旨
1	28. 1. 28	** ** *	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料162,000円、延滞金及び平成27年6月24日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月35,000円の支払を求めるもの
2	28. 4. 15	*****	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料308,616円、延滞金及び平成28年1月17日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月16,500円の支払を求めるもの
3	28. 4. 15	** ** *	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料818,103円、延滞金及び平成28年1月28日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月89,100円の支払を求めるもの
4	28. 1. 28	** ** *	市営住宅に指定の期日内に居住せず、他者をして占有を継続し、本市の再三にわたる明渡しの要求にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに平成25年7月1日から平成26年6月21日までの当該市営住宅の滞納使用料155,850円及び同月22日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月25,500円の支払を求めるもの

5	28. 3.15	** **	市営住宅を権原なく占有し、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料682,793円、延滞金及び平成27年7月15日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月42,500円の支払を求めるもの
---	----------	-------	--

(2) 和解

番号	専決処分 年月日	相手方	和解の要旨
1	28. 1.21	*****	左記の相手方は、637,900円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成28年2月から平成32年6月までの間は毎月12,000円、同年7月は1,900円に分割して支払うこととするもの
2	28. 2.23	** **	左記の相手方は、271,000円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成28年2月から平成29年2月までの間は毎月20,000円、同年3月は11,000円に分割して支払うこととするもの